

定例監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査の結果（令和3年6月4日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和3年6月29日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	菊	地	健	太郎
同	武	田		聡

水 総 第 98号
令和3年 6月23日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘 印

上下水道部定例監査結果についての措置状況（通知）

令和3年6月4日付けで通知のあった定例監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
上下水道部 業務課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。	
	1 予算の執行事務において、支出負担行為伺書に決裁権者の押印がないものがあった。 ・ 上下水道料金口座振替手数料 (9/15～2/26分)	1 指摘されました事項については直ちに是正し、経理事務担当職員及び担当係長による二重確認を行うことにより適正な予算執行事務を実施しております。